

鹿 児 島 県 公 報

平成28年 3 月 8 日 (火) 第3193号の 3



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 職員の給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則 (※) (人事課取扱い) 1
○単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (※)
(人事課取扱い) 7
○地方拠点都市地域の拠点地区における県税の特別措置に関する条例施行規則及び中心
市街地における県税の特別措置に関する条例施行規則を廃止する規則 (※)
(税務課取扱い) 12
○地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例施行規則 (※) (税務課取扱い) 12

告 示

- 非常勤職員のうち、報酬の額について知事が定めるものの額の一部改正 (※)
(人事課取扱い) 16

規 則

職員の給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第 4 号

職員の給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給料の調整額に関する規則の一部改正)

第 1 条 職員の給料の調整額に関する規則 (昭和32年鹿児島県規則第76号) の一部を次のように改正する。

別表第 2 アの表 1 級の項中「6,192円」を「6,304円」に、「6,241円」を「6,354円」に、「6,295円」を「6,408円」に、「6,345円」を「6,457円」に、「6,394円」を「6,507円」に、「6,444円, 7号給6,493円, 8号給6,543円, 9号給6,592円」を「6,556円」に改め、同表 2 級の項中「。ただし, 1号給8,446円」を削る。

別表第 2 エの表 1 級の項中「7,002円」を「7,128円」に、「7,065円」を「7,191円」に、「7,132円」を「7,258円」に、「7,195円」を「7,321円」に、「7,258円」を「7,389円」に、「7,326円」を「7,456円」に、「7,393円」を「7,524円」に、「7,461円」を「7,591円」に、「7,519円」を「7,650円」に、「7,596円」を「7,726円」に、「7,668円」を「7,798円」に、「7,740円」を「7,870円」に、「7,807円」を「7,938円」に、「7,897円, 15号給7,987円, 16号給8,077円」を「8,028円」に改め、同表 2 級の項中「8,230円」を「8,365円」に、「8,325円」を「8,460円」に、「8,419円」を「8,554円」に、「8,514円」を「8,644円」に、「8,608円」を「8,739円」に、「8,712円」を「8,842円」に、「8,815円」を「8,946円」に、「8,919円」を「9,049円」に、「9,027円」を「9,157円」に、「9,090円」を「9,220円」に、「9,153円」を「9,283円」に、「9,216円, 13号給9,279円, 14号給9,346円」を「9,346円」に改める。

(職員の給料の特別調整額に関する規則の一部改正)

第 2 条 職員の給料の特別調整額に関する規則 (昭和35年鹿児島県規則第90号) の一部を次の

ように改正する。

別表第5アの表別表第1に掲げる職の項中「116,500円」を「116,800円」に改める。

（鹿児島県職員の初任給調整手当支給規則の一部改正）

第3条 鹿児島県職員の初任給調整手当支給規則（昭和36年鹿児島県規則第119号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員			2 項職員	3 項職員	4 項職員
	1 種	2 種	3 種			
	円	円	円	円	円	円
1 年 未 満	413,300	367,600	307,800	50,500	100,000	30,000
1年以上2年未満	413,300	367,600	307,800	50,500	100,000	30,000
2年以上3年未満	413,300	367,600	307,800	50,500	100,000	30,000
3年以上4年未満	413,300	367,600	307,800	50,500	100,000	30,000
4年以上5年未満	413,300	367,600	307,800	50,500	100,000	30,000
5年以上6年未満	413,300	367,600	307,800	50,500	90,000	30,000
6年以上7年未満	413,300	367,600	307,800	48,700	80,000	30,000
7年以上8年未満	413,300	367,600	307,800	46,900	60,000	30,000
8年以上9年未満	413,300	367,600	307,800	45,100	40,000	30,000
9年以上10年未満	413,300	367,600	307,800	43,300	20,000	30,000
10年以上11年未満	413,300	367,600	307,800	41,500		25,000
11年以上12年未満	413,300	367,600	307,800	39,700		20,000
12年以上13年未満	413,300	367,600	307,800	37,900		15,000
13年以上14年未満	413,300	367,600	307,800	36,100		10,000
14年以上15年未満	413,300	367,600	307,800	34,700		5,000
15年以上16年未満	413,300	367,600	307,800	33,300		
16年以上17年未満	408,900	363,600	304,500	31,900		
17年以上18年未満	404,500	359,600	301,200	30,500		
18年以上19年未満	400,100	355,600	297,900	29,100		
19年以上20年未満	395,700	351,600	294,600	27,700		
20年以上21年未満	391,300	347,600	291,300	26,300		
21年以上22年未満	371,900	330,700	277,500	25,700		
22年以上23年未満	352,100	313,500	263,500	25,100		
23年以上24年未満	332,800	296,800	250,000	24,100		
24年以上25年未満	313,400	279,900	236,100	23,500		
25年以上26年未満	293,900	263,000	222,400	22,900		
26年以上27年未満	271,200	242,200	204,800	22,300		
27年以上28年未満	249,000	221,800	187,700	21,700		
28年以上29年未満	226,600	201,400	170,400	20,900		
29年以上30年未満	203,800	180,600	152,800	20,600		
30年以上31年未満	179,000	158,700	134,800	20,200		
31年以上32年未満	154,100	136,800	116,500	19,600		
32年以上33年未満	129,500	115,100	98,600	18,700		
33年以上34年未満	91,400	83,200	72,600	17,800		
34年以上35年未満	56,100	53,400	48,300	17,100		

（鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部改正）

第4条 鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則（昭和44年鹿児島県規則第50号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第1号中「100分の89.5以上100分の150」を「100分の101.5以上100分の170」に、「100分の113.5以上100分の190」を「100分の125.5以上100分の210」に改め、同項第2

号中「100分の81.5以上100分の89.5」を「100分の92.5以上100分の101.5」に、「100分の103.5以上100分の113.5」を「100分の114.5以上100分の125.5」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の73.5」を「100分の83.5」に、「100分の93.5」を「100分の103.5」に改める。

第15条第1項各号中「100分の35」を「100分の40」に、「100分の45」を「100分の50」に改める。

（鹿児島県職員の住居手当支給規則の一部改正）

第5条 鹿児島県職員の住居手当支給規則（昭和50年鹿児島県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「配偶者（）」を「職員の扶養親族たる者（条例第9条に規定する扶養親族で条例第10条第1項の規定による届出がされているものに限る。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（）」に改め、「含む。以下」の次に「この号において」を加え、「もの（条例第9条に規定する扶養親族で条例第10条第1項の規定による届出がされているものに限る。以下同じ。）」を「者」に、「及び」を「並びに」に、「これ」を「これら」に改める。

（初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正）

第6条 初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和60年鹿児島県規則第67号）の一部を次のように改正する。

別表第6イの表中

「	30		「	29	
	30			30	
	31			30	
	31			30	
	32			31	
	32			31	
	33	を		31	に改める。
	33			32	
	34			32	
	34			32	
	35			33	
	35			34	
	36			35	
」			」		

別表第6エの表中

「	62		「	61	
」			」		

62	62
62	62
62	62
62	62
62	62
63	62
63	62
63	63
63	63
63	63
63	63
64	63
64	63
64	63

を に改める。

別表第6カの表中

49	45	22	21
50	46	22	22
51	47	23	22
52	48	24	23
53	49	24	23
53	50	25	23
54	51	25	24
54	52	25	24
55	53	25	24

を に、 を に改める。

55	54	26	25
56	55	26	25
56	56	26	25
57	57	26	26
58	57	27	26
59	58	27	26
60	58	27	27
61	59	27	27
		28	27

（県立の短期大学に勤務する学校職員の初任給等に関する規則の一部改正）

第7条 県立の短期大学に勤務する学校職員の初任給等に関する規則（平成16年鹿児島県規則第42号）の一部を次のように改正する。

別表第4中

55	54
55	55
55	55
55	55
55	55
55	55
56	55
56	55
56	56
56	56
56	56
56	56
56	56
57	56
57	56

を に改める。

57	56
----	----

（給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正）

第8条 給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則（平成27年鹿児島県規則第19号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

2 削除

附則第4項中「100分の15」を「100分の15.5」に改める。

附則別表中「100分の18」を「100分の18.5」に、「100分の15」を「100分の15.5」に、「100分の4」を「100分の5」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の職員の給料の調整額に関する規則の規定、第2条の規定による改正後の職員の給料の特別調整額に関する規則の規定、第3条の規定による改正後の鹿児島県職員の初任給調整手当支給規則の規定、第6条の規定による改正後の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下「改正後の初任給等規則」という。）の規定、第7条の規定による改正後の県立の短期大学に勤務する学校職員の初任給等に関する規則（以下「改正後の県短初任給等規則」という。）の規定及び第8条の規定（給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則附則第2項の改正規定を除く。）による改正後の給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則の規定は平成27年4月1日から、第4条の規定による改正後の鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則（以下「改正後の期末手当等支給規則」という。）の規定、第8条の規定（給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則附則第2項の改正規定に限る。）による改正後の給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則の規定及び次項の規定は同年12月1日から適用する。

（勤勉手当の成績率の特例）

3 当分の間、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員以外の職員に対する改正後の期末手当等支給規則第14条の規定の適用については、同条第1項第1号中「100分の101.5以上100分の170以下」とあるのは「100分の83.5」と、「100分の125.5以上100分の210以下」とあるのは「100分の103.5」と、同項第2号中「100分の92.5以上100分の101.5未満」とあるのは「100分の83.5」と、「100分の114.5以上100分の125.5未満」とあるのは「100分の103.5」とする。

（平成27年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

4 平成27年4月1日からこの規則の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の初任給等規則の規定による号給が第6条の規定による改正前の初任給、昇格、昇給等に関する規則の規定による号給に達しない職員又は改正後の県短初任給等規則の規定による号給が第7条の規定による改正前の県立の短期大学に勤務する学校職員の初任給等に関する規則の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の初任給等規則及び改正後の県短初任給等規則の規定にかかわらず、それぞれ第6条の規定による改正前の初任給、昇格、昇給等に関する規則の規定による号給又は第7条の規定による改正前の県立の短期大学に勤務する学校職員の初任給等に関する規則の規定による号給とするものとする。

（施行日から平成28年3月31日までの間における異動者の号給）

5 施行日から平成28年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を

除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

.....

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第5号

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（昭和32年鹿児島県規則第77号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第2条, 第3条関係)

現 業 職 給 料 表

職員 の区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	126,400	177,600	199,300	246,800	276,600
	2	127,300	179,100	200,700	248,000	278,500
	3	128,300	180,600	202,100	249,100	280,300
	4	129,200	182,100	203,400	250,400	282,200
	5	130,200	183,500	204,700	251,300	284,000
	6	131,200	185,000	206,100	252,600	285,800
	7	132,200	186,400	207,500	253,800	287,500
	8	133,200	187,800	208,900	255,000	289,400
	9	134,000	189,200	210,300	256,100	291,100
	10	135,000	190,400	211,900	257,300	292,900
	11	136,000	191,700	213,500	258,500	294,600
	12	137,100	192,800	214,900	259,700	296,400
	13	137,900	194,000	216,200	260,800	298,000
	14	138,900	195,100	217,700	261,900	299,700
	15	139,900	196,200	219,200	262,900	301,300
	16	140,900	197,300	220,500	264,000	302,800
	17	142,000	198,400	221,600	265,100	304,400
	18	143,200	199,500	222,400	266,300	306,000
	19	144,400	200,500	223,300	267,400	307,700
	20	145,600	201,500	224,300	268,400	309,400
	21	146,700	202,500	225,200	269,400	310,700
	22	147,900	203,600	226,700	270,500	312,100
	23	149,100	204,700	228,000	271,600	313,500
	24	150,300	205,700	229,100	272,700	315,000
	25	151,500	206,600	230,600	273,700	316,400
	26	153,000	207,500	231,900	274,800	317,900
	27	154,500	208,200	233,200	275,900	319,300
	28	156,000	209,100	234,500	277,000	320,700
	29	157,400	210,000	235,700	278,000	322,300
	30	158,900	211,200	236,900	279,100	323,500
	31	160,400	212,200	238,200	280,100	324,800
	32	161,900	213,100	239,500	281,100	326,000
	33	163,400	213,800	240,600	282,000	327,100
	34	165,200	215,000	241,900	282,900	328,000
	35	167,000	216,100	243,100	284,000	329,100
	36	168,800	217,300	244,300	285,100	330,200
	37	170,600	218,300	245,600	285,800	331,300
	38	172,300	219,500	246,900	286,700	332,400
	39	174,000	220,700	248,200	287,600	333,400
	40	175,700	221,800	249,500	288,500	334,400
	41	177,300	222,800	250,600	289,400	335,400
	42	178,700	224,000	251,900	290,400	336,400
	43	180,100	225,100	253,100	291,400	337,400
44	181,500	226,200	254,400	292,300	338,400	

45	183,000	227,300	255,300	293,000	339,300
46	184,400	228,400	256,400	293,900	340,300
47	185,800	229,500	257,600	294,800	341,300
48	187,200	230,600	258,700	295,700	342,300
49	188,500	231,700	259,900	296,400	343,200
50	189,700	232,800	261,100	297,000	344,100
51	190,800	233,900	262,300	297,700	345,000
52	192,000	235,100	263,300	298,500	345,800
53	193,100	236,200	264,400	299,100	346,600
54	194,200	237,200	265,500	299,900	347,400
55	195,300	238,100	266,700	300,600	348,200
56	196,400	239,100	267,900	301,300	348,900
57	197,500	240,100	268,900	302,000	349,600
58	198,500	241,100	269,900	302,700	350,400
59	199,500	242,100	271,000	303,500	351,200
60	200,500	243,000	272,000	304,200	351,900
61	201,600	244,000	273,100	304,800	352,600
62	202,500	244,900	274,200	305,500	353,300
63	203,400	245,800	275,200	306,200	354,000
64	204,300	246,700	276,300	306,900	354,700
65	205,000	247,600	277,200	307,400	355,300
66	205,800	248,400	278,000	307,900	355,800
67	206,500	249,200	278,800	308,500	356,300
68	207,300	249,900	279,600	309,100	356,800
69	207,700	250,700	280,500	309,700	357,200
70	208,300	251,300	281,300	310,100	
71	208,600	251,900	282,100	310,600	
72	209,200	252,400	282,800	311,100	
73	209,700	252,600	283,600	311,400	
74	210,300	253,000	284,300	311,900	
75	210,900	253,500	285,100	312,400	
76	211,700	254,000	285,900	312,800	
77	211,900	254,600	286,500	313,000	
78	212,600	255,000	287,000	313,300	
79	213,200	255,500	287,500	313,600	
80	213,800	256,000	287,900	313,900	
81	214,500	256,300	288,300	314,200	
82	215,100	256,600	288,700	314,500	
83	215,700	256,900	289,200	314,800	
84	216,400	257,200	289,700	315,100	
85	217,100	257,400	290,100	315,300	
86	217,700	257,600	290,700	315,700	
87	218,300	257,900	291,300	316,000	
88	219,000	258,200	291,900	316,200	
89	219,500	258,400	292,200	316,400	
90	220,100	258,600	292,700	316,700	
91	220,700	259,000	293,200	317,000	
92	221,300	259,200	293,600	317,300	

	93	221,700	259,500	294,000	317,500	
	94	222,200	259,900	294,500	317,800	
	95	222,700	260,200	295,000	318,100	
	96	223,200	260,500	295,500	318,300	
	97	223,800	260,700	295,800	318,500	
	98	224,300	261,000	296,200	318,800	
	99	224,800	261,200	296,700	319,100	
	100	225,300	261,500	297,200	319,300	
	101	225,900	261,800	297,600	319,500	
	102	226,400	262,000	298,000		
	103	227,000	262,300	298,300		
	104	227,600	262,600	298,600		
	105	228,000	262,800	298,900		
	106	228,500	263,000	299,300		
	107	229,000	263,300	299,700		
	108	229,400	263,500	300,100		
	109	229,600	263,800	300,400		
	110	230,000	264,100	300,800		
	111	230,500	264,400	301,200		
	112	231,000	264,600	301,500		
	113	231,400	264,800	301,700		
	114	231,900	265,100	302,000		
	115	232,400	265,300	302,300		
	116	232,900	265,500	302,500		
	117	233,200	265,800	302,700		
	118	233,600	266,100	303,000		
	119	234,000	266,400	303,300		
	120	234,400	266,700	303,500		
	121	234,800	266,800	303,700		
	122		267,100	304,000		
	123		267,400	304,300		
	124		267,700	304,500		
	125		267,800	304,700		
	126		268,100	305,000		
	127		268,400	305,300		
	128		268,700	305,500		
	129		268,800	305,700		
	130		269,100	306,000		
	131		269,400	306,300		
	132		269,700	306,500		
	133		269,800	306,700		
	134		270,100			
	135		270,400			
	136		270,700			
	137		270,800			
再任用職員		192,400	203,500	222,000	242,800	273,500

別表第 5 中

38	37
38	38
38	38
38	38
38	38
38	38
39	38
39	38
39	39
39	39
39	39
39	39
40	39
40	39
40	39

を に改める。

別表第 7 の 1 級の項中「5,575円」を「5,688円」に、「5,616円」を「5,728円」に、「5,661円」を「5,773円」に、「5,701円」を「5,814円」に、「5,746円」を「5,859円」に、「5,791円」を「5,904円」に、「5,836円」を「5,949円」に、「5,881円、9号給5,917円、10号給5,962円」を「5,994円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成27年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の規則別表第 1 及び別表第 7 の規定を適用する場合には、改正前の単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（以下「改正前の規則」という。）別表第 1 及び別表第 7 の規定並びに単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成27年鹿児島県規則第20号。以下この項において「平成27年改正規則」という。）附則第 2 項の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則別表第 1 及び別表第 7 の規定並びに平成27年改正規則附則第 2 項の規定による給与の内払とみなす。
- 3 平成27年 4 月 1 日からこの規則の施行の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則別表第 5 の規定による号給が改正前の規則別表第 5 の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則別表第 5 の規定にかかわらず、改正前の規則別表第 5 の規定による号

給とするものとする。

- 4 この規則の施行の日から平成28年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。
- 5 前3項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項については、鹿児島県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年鹿児島県条例第2号）の適用を受ける職員の例による。

地方拠点都市地域の拠点地区における県税の特別措置に関する条例施行規則及び中心市街地における県税の特別措置に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成28年3月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第6号

地方拠点都市地域の拠点地区における県税の特別措置に関する条例施行規則及び中心市街地における県税の特別措置に関する条例施行規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 地方拠点都市地域の拠点地区における県税の特別措置に関する条例施行規則（平成6年鹿児島県規則第74号）
- (2) 中心市街地における県税の特別措置に関する条例施行規則（平成11年鹿児島県規則第84号）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例施行規則をここに公布する。

平成28年3月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第7号

地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例（平成28年鹿児島県条例第4号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（県税の不均一課税の申請）

第2条 条例第6条の申請書は、地方活力向上地域における県税の不均一課税申請書（別記第1号様式）によるものとする。

2 前項の申請書は、次の各号に掲げる県税について、それぞれ当該各号に定める提出期限までに、当該各号に規定する申告書と併せて提出しなければならない。

- (1) 事業税 個人にあつては条例第3条第1項に規定する不均一課税の適用を受ける年分に係る当該個人の事業税の申告書の提出期限、法人にあつては同項に規定する不均一課税の適用を受ける事業年度分に係る当該法人の事業税の申告書の提出期限
- (2) 不動産取得税 個人にあつては条例第4条第1項に規定する家屋及びその敷地である土地（以下「不動産」と総称する。）を取得した日の属する年分に係る当該個人の事業税の申告書の提出期限、法人にあつては不動産を取得した日の属する事業年度分に係る当該法人の事業税の申告書の提出期限
- (3) 固定資産税 地方税法（昭和25年法律第226号）第745条第1項において準用する同法第383条の規定による条例第5条に規定する大規模の償却資産に係る申告書の提出期限

（県税の不均一課税の承認等の通知）

第3条 知事は、前条第1項の申請書の提出があつた場合において、当該申請書に係る申請を承認し、又は承認しなかつたときは、その旨を地方活力向上地域における県税の不均一課税

承認（不承認）通知書（別記第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記

第1号様式（第2条関係）

地方活力向上地域における県税の不均一課税申請書	
	年 月 日
鹿児島県知事	殿
	申請者 住所 氏名 印 〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕
地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例第 条の規定により 税について不均一課税をされるよう関係書類を添えて申請します。	
事務所等の名称	
事務所等の所在地	
事務所等の操業開始年月日	
(添付書類)	
1 定款及び法人の登記事項証明書（申請者が法人である場合に限る。）	
2 国の税務官署に提出した所得税又は法人税の確定申告書の写し	
3 所得税青色申告決算書又は収支内訳書の写し（申請者が個人である場合に限る。）	
4 固定資産又は償却資産の償却明細書	
5 貸借対照表及び損益計算書	
6 地方活力向上地域特定業務施設整備計画及びその認定通知書の写し	
7 雇用状況明細書	
8 従業員名簿	
9 申請に係る事務所等の年次別建設計画及びその実績の概要を明らかにする書類	
10 申請に係る事務所等の全体の平面見取図	
11 申請に係る建物の平面図（不動産取得税に係る申請の場合に限る。）	
12 その他知事が必要と認める書類	

第 2 号様式 (第 3 条関係)

地方活力向上地域における県税の不均一課税承認 (不承認) 通知書							
年 月 日							
申請者 住所		氏名			様		
		(法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名)					
鹿児島県知事							(印)
年 月 日		付けて申請のあつた 税の不均一課税については、次のとおり承認しなかつたから					
通知します。							
なお、この不均一課税承認により		円が減額され、納付すべき税額は				円となります。	
事 業 税							
事業年度又は年 (所得区分)	確定申告所得額		不均一課税部分 の課税標準額	不均一課税 部分の税額 ^①	①以外の 部分の税額 ^②	納付すべき 税額 ^{①+②}	
不動産取得税							
種 類	地 目 構 造	地 積 床面積	取 得 年月日	不均一課税部分 の課税標準額	不均一課税 部分の税額 ^①	①以外の 部分の税額 ^②	納付すべき 税額 ^{①+②}
固定資産税							
大規模 償却資産 の種 類	取 得 年月日	取 得 価 額		不均一課税部分 の課税標準額	不均一課税 部分の税額 ^①	①以外の 部分の税額 ^②	納付すべき 税額 ^{①+②}
不承認の理由							

注 1 この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法 (昭和37年法律第160号) 第 4 条の規定により、知事に異議申立てをすることができます。

2 行政事件訴訟法 (昭和37年法律第139号) に基づく処分の取消しの訴えは、地方税法 (昭和25年法律第226号) 第19条の12の規定により、異議申立てに対する決定を受けた後でなければ提起することができません。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 異議申立てがあつた日から 3 月を経過しても決定がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して 6 月以内 (当該期間内であっても、当該決定の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。) に県を被告として (訴訟において県を代表する者は知事となります。) 提起しなければなりません。

告 示

鹿児島県告示第206号

平成17年3月29日鹿児島県告示第497号（非常勤職員のうち、報酬の額について知事が定めるものの額）の一部を次のように改正し、平成28年3月8日から施行する。

改正後の告示の規定は、平成27年4月1日から適用する。

改正後の告示の規定を適用する場合においては、改正前の告示の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の告示の規定による報酬の内払とみなす。

平成28年3月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

表を次のように改める。

区 分		報 酬 額	
知事公 室	広報アシスタント	日額 6,940円以内	
	資料調査補助員	日額 6,890円以内	
総務部	かごしま県民交流センター館長	月額 550,000円以内	
	共生・協働推進専門員	日額 7,940円以内	
	教務補助員	日額 7,360円以内	
	県政情報相談員	日額 7,040円以内	
	県税事務相談員	日額 8,680円以内	
	県税事務補助員	日額 7,040円以内	
	交通事故相談員	月額156,740円以内又は日額7,870円以内	
	公報編集員	日額 7,040円以内	
	私立学校事務補助員	日額 7,040円以内	
	施設管理事務補助員	日額 7,410円以内	
	消費生活相談支援員	日額 9,900円以内	
	消費生活相談専門員	日額 9,900円以内	
	消費生活調査員	日額 8,780円以内	
	情報公開・個人情報 保護審査会委員	会長	日額 20,000円以内
		委員	日額 17,000円以内
	職員カウンセラー	日額 10,470円以内	
	食品表示指導員	日額 7,940円以内	
	資料調査編集員	月額 137,630円以内	
	政治資金事務補助員	日額 7,040円以内	
	青少年育成指導員	月額 137,630円以内	
	選挙事務調査員	月額 206,660円以内	
	男女共同参画相談員	日額 7,130円以内	
	展示解説員	月額 137,630円以内	
	ふるさと交流推進専門員	日額 12,300円以内	
	文化振興指導員	月額 137,630円以内	
	文書管理補助員	日額 7,040円以内	
	文書事務補助員	日額 8,680円以内	
幼保連携事務専門員	日額 7,040円以内		
歴史資料センター黎明館館長	月額 600,000円以内		
企画部	航空対策専門員	日額 7,040円以内	
	統計調査員	日額 6,930円以内	
環境林 務部	疫学調査員	日額 7,940円以内	
	鹿児島県管理型処分場整備特別顧問	月額 100,000円以内	

	県営林管理補助員	日額	5,650円以内
	県有林管理専門員	日額	9,150円以内
	公害健康被害診療報酬審査委員	日額	8,350円以内
	公害健康被害認定審査会委員	会長	日額 57,200円以内
		副会長	日額 54,900円以内
		委員	日額 52,600円以内
	公害審査会委員	あっせん委員	日額 20,000円以内
		調停委員	日額 20,000円以内
		仲裁委員	日額 20,000円以内
	公害紛争処理専門調査委員	日額	10,980円以内
	公害保健推進員	日額	7,940円以内
	産業廃棄物適正処理監視指導員	日額	7,940円以内
	鳥獣保護員	日額	5,650円以内
	水俣病検診専門委員	日額	40,000円以内
保健福祉部	医療給付専門指導員	日額	12,610円以内
	医療扶助専門指導員	日額	6,970円以内
	受付相談員	日額	6,760円以内
	援護業務相談員	日額	7,470円以内
	介護保険審査会専門調査員	日額	13,570円以内
	介護保険報酬専門指導員	日額	7,940円以内
	鹿児島県医療安全支援センター相談員	日額	7,940円以内
	鹿児島県地域医師育成特別顧問	月額	100,000円以内
	鹿児島県地域医療研修特別顧問	月額	100,000円以内
	家庭相談員	月額	88,640円以内
	看護審査事務専門員	日額	7,040円以内
	狂犬病予防員	日額	12,860円以内
	後期高齢者医療制度専門員	月額	437,000円以内
	高次脳機能障害者支援員	日額	7,940円以内
	国民健康保険指導監査専門医	日額	18,650円以内
	子ども支援員	日額	8,240円以内
	こども総合療育センター非常勤看護師	日額	7,120円以内
	里親推進員	日額	8,240円以内
	自殺対策調整員	日額	7,940円以内
	児童生活指導員	月額	180,550円以内
	児童福祉相談員	日額	7,460円以内
	就労支援員	日額	7,750円以内
	障害者くらし安心相談員	日額	7,940円以内
	食肉衛生検査補助員	日額	6,940円以内
	食肉検査員	日額	16,180円以内
	心理カウンセラー	日額	7,040円以内
	精神保健指定医	日額	13,570円以内
	電話相談員	日額	7,460円以内
	動物愛護専門員	日額	6,940円以内
	難病相談・支援センター社会福祉相談員	日額	7,460円以内
	難病相談・支援センター所長	日額	22,500円以内
	難病相談・支援センター保健相談員	日額	7,940円以内
	パーキングパーミット制度推進員	日額	7,040円以内
	ハブ対策専門員	日額	11,400円以内
	非常勤医師	1時間につき	9,500円以内

	非常勤作業療法士	日額 8,680円以内	
	非常勤獣医師	日額 12,860円以内	
	非常勤宿直員	日額 6,890円以内	
	非常勤心理指導員	日額 7,040円以内	
	非常勤心理判定員	日額 7,040円以内	
	非常勤聴能言語訓練士	日額 7,130円以内	
	非常勤理学療法士	日額 8,680円以内	
	非常勤臨床検査技師	日額 8,680円以内	
	福祉推進員	日額 7,040円以内	
	婦人相談員	月額 162,820円以内	
	保健相談員	日額 7,940円以内	
	母子・父子自立支援員	月額 167,490円以内	
	輸出水産食品検査員	日額 7,940円以内	
	若駒学園管理補助員	日額 8,300円以内	
商工労働水産部	鹿児島県観光振興特別顧問	月額 120,000円以内	
	鹿児島県国際交流特別顧問	月額 100,000円以内	
	観光広報アシスタント	日額 6,940円以内	
	企画研修指導員	日額 8,180円以内	
	企画情報専門員	日額 8,680円以内	
	国際交流員	月額 380,000円以内	
	債権管理事務補助員	日額 7,040円以内	
	就職相談・支援員	日額 7,750円以内	
	巡回就職支援指導員	日額 7,750円以内	
	障害者就業開拓推進員	日額 6,760円以内	
	障害者職業訓練コーチ	日額 7,750円以内	
	障害者職業訓練コーディネーター	日額 7,750円以内	
	職業訓練等推進員	日額 7,750円以内	
	職業指導員	日額 14,990円以内	
	職業能力開発校寮監	月額 158,160円以内	
	進出企業アドバイザー	日額 7,940円以内	
	水産研究業務補助員	日額 6,850円以内	
	精神保健カウンセラー	日額 7,460円以内	
	知的財産活用推進員	日額 11,310円以内	
	特別労働相談員	日額 15,000円以内	
	ふるさと人材相談員	日額 9,650円以内	
	ふるさと特産運動推進指導員	月額 180,550円以内	
	離職者訓練推進員	日額 7,040円以内	
	労働相談員	日額 13,000円以内	
	農政部	大隅加工技術研究センター研究調整監	月額 400,000円以内
		大隅加工技術研究センター所長	月額 300,000円以内
学生指導員		日額 7,040円以内	
家畜防疫指導員		日額 15,070円以内	
国有農地等調査員		日額 7,510円以内	
食品加工事業者連携推進員		日額 9,900円以内	
畜産改良業務補助員		日額 8,630円以内	
農業機械化研修補助員		日額 7,940円以内	
農村生活研修指導員		日額 7,040円以内	
農大研修専門員		日額 11,510円以内	
農大非常勤教授		日額 11,510円以内	
病虫害防除員		日額 5,000円以内	

	保健指導員		日額 6,760円以内
土木部	建設業審査事務専門員		日額 7,040円以内
	公営住宅管理人		月額1,000円に管理戸数1戸につき100円を加算した額
	宅地建物取引事務専門員		日額 8,910円以内
	登記対策専門員		日額 10,470円以内
	土木施設管理補助員		日額 7,040円以内
危機管理局	国民保護協議会幹事		日額 4,950円以内
	災害応急業務囑託員		昼間勤務1回につき9,910円以内 夜間勤務1回につき17,280円以内
	消防学校舎監		月額 158,160円以内
	防災会議幹事		日額 4,950円以内
	防災研修センター管理員		日額 9,400円以内
	防災研修センター管理補助員		日額 8,340円以内
出納局	政府調達苦情検討委員会委員	委員長	日額 20,000円以内
		委員	日額 17,000円以内
県議会	議会図書専門員		日額 7,940円以内
教育委員会	外国語指導助手		月額 380,000円以内
	学芸指導員		日額 6,850円以内
	学習指導員		1時間につき3,080円以内
	学生寮寮監		月額 156,280円以内
	鹿児島県立図書館館長		月額 300,000円以内
	学校医		日額 20,800円以内
	学校図書補助員		月額 164,680円以内
	学校薬剤師		日額 15,800円以内
	教育職員健康診断検査諮問委員		日額 9,900円以内
	教員適性検査問題作成委員		日額 9,900円以内
	教員免許事務補助員		日額 7,040円以内
	教科用図書選定審議会専門調査員		日額 9,900円以内
	高等学校入学者選抜学力検査問題作成委員		日額 9,900円以内
	校務補助員		日額 6,850円以内
	社会教育指導員		月額 133,910円以内
	奨学資金管理専門員		日額 8,680円以内
	職員健康管理囑託員		日額 7,940円以内
	特別支援学校看護師		日額 8,940円以内
	特別支援教育支援員		日額 7,040円以内
	文化財調査員		日額 10,330円以内
	文化財保護指導委員		月額 6,680円以内
	保育支援員		日額 7,100円以内
	保健指導員		日額 7,940円以内
臨床心理相談員		日額 9,030円以内	
選挙管理委員会	選挙長		日額 10,700円以内
	選挙分会長		日額 10,700円以内
	選挙立会人		日額 8,900円以内
公安委員会	警察安全相談員		日額 7,940円以内
	交通安全指導専門員		日額 9,150円以内
	交通事務専門員		日額 7,040円以内
	交通聴聞員		月額 200,100円以内
	交番相談員		日額 7,040円以内

	少年相談員	日額 7,040円以内	
	少年補導職員	月額 164,680円以内	
	スクールサポーター	日額 7,040円以内	
	捜査事務専門員	日額 7,040円以内	
	防犯活動専門員	日額 7,040円以内	
	遊技機調査員	日額 7,040円以内	
労働委員会	特別調整委員	日額 8,800円以内	
	あっせん員	日額 8,800円以内	
収用委員会	あっせん委員	日額 11,000円以内	
	仲裁委員	日額 11,000円以内	
各部・各種委員会共通	学芸専門員	月額 200,100円以内	
	技術補助員	日額 9,980円以内	
	教育相談員	月額 180,550円以内	
	研修専門員	月額180,550円以内又は日額9,070円以内	
	講師	大学教授級	1時間につき6,100円以内
		大学准教授級	1時間につき5,100円以内
		大学講師級	1時間につき4,600円以内
		その他	1時間につき3,400円以内
	参与	月額 100,000円以内	
	試験委員	日額 9,900円以内	
	試験監督員	日額 6,250円以内	
	職員相談員	月額180,550円以内又は日額9,070円以内	
	嘱託医	月額94,990円以内又は日額13,570円以内	
	生活指導員	月額141,370円以内又は日額7,100円以内	
	庁務補助員	日額 6,850円以内	
	非常勤看護師	日額 6,760円以内	
	非常勤警備員	勤務1回につき7,610円以内	
	非常勤嘱託員	日額 7,940円以内	
	文書事務専門員	月額 156,280円以内	
法律顧問	月額 165,000円以内		
用地交渉員	日額 8,910円以内		
用地調査員	日額 7,510円以内		
前各項に定めのない附属機関の構成員	附属機関の長	日額 11,200円以内	
	附属機関のその他の構成員	日額 9,900円以内	